

(案)

愛知県公共交通協議会傍聴規則

(目的)

- 1 愛知県公共交通協議会設置規約（以下、「協議会設置規約」という。）第6条第7項及び第7条第17項に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を次のとおり定める。

(傍聴人の定員)

- 2 検討会議における傍聴人の定員は、会議の都度、会長が決定する。

(傍聴の申込及び傍聴者の決定方法)

- 3 傍聴を希望する者は、傍聴申込書により、申込みものとする。なお、希望者多数の場合は、先着順で決定する。

(傍聴することができない者)

- 4 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものは、傍聴することができない。

(傍聴人の守るべき事項)

- 5 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。
 - (3) 携帯電話等については電源を切るなど、音が鳴らないようにすること。
 - (4) 飲食又は喫煙しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。
 - (5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

- 6 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

(会長の指示)

- 7 会長は、この規則に定めるもののほか、会議の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができる。

(その他)

- 8 協議会設置規第7条に基づくバス対策部会における本規則の適用については、「会長」を「バス対策部会長」と読み替える。

(附則)

この規則は、2023年6月9日から施行する。

